

中小法人・個人事業主のための

【国】事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

福岡市事前確認窓口

事前確認窓口 開設期間

2022年1月31日(月)～~~5月26日(木)~~ 6月14日(火)

※対応可能件数に達し次第エントリーを締め切る場合がございます。

事前確認について

国の「事業復活支援金」申請手続きに関して、支援金の不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、

① 事業を実施しているか、② 給付対象等を正しく理解しているか等について、事前確認を受ける必要があります。

(過去に一次支援金や月次支援金を受給したことがある方は、事前確認は不要です。)



はじめて申請される方は、上記のSTEP 1 から順に、STEP 5 までの内容に則り、申請を行っていただきます。

※過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合は、「事業復活支援金サイト」マイページより申請から始めることができます。

詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ

お電話は、お問い合わせの状況によって、お待ちいただく場合があります。

福岡市
事前確認窓口

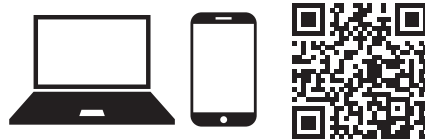
092-600-1142

(通話料がかかります。)

受付時間 10:00～17:00(平日)

e-mail : fukkatsu-support@fukuoka-city.online

エントリー・詳細はこちら



福岡市事前確認窓口

検索

<https://fukuoka-fukkatsu-support.jp/>

※対応可能件数に達し次第エントリーを締め切る場合がございます。

本窓口で事前確認を受け付ける方

次の3つを満たす方

- 国の一時支援金・月時支援金を過去に受給したことがない方
注1) 過去に受給したことがある方は、事前確認は不要です。
- 事前確認をお願いする機関・団体等が見つからない方
注2) 以下の方は、それぞれの金融機関や加盟団体等で事前確認を受けてください。
 - ・金融機関から融資を受けている方
 - ・商工会議所・商工会、県中小企業団体中央会、農協・漁協等の会員の方
 - ・税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、行政書士、と取引のある方
- 福岡市内に事業所を持つ事業者

手順

STEP 1

アカウントの申請・登録(ご自身で登録ください。)

事業復活支援金事務局ホームページから、アカウント登録(申請IDの新規登録)をしてください。



事前確認窓口で受け付けること

STEP 2

エントリー(福岡市事前確認窓口ホームページ よりお申込みください。)

事前確認を受けるためには、エントリーが必要です。



STEP 3

日程調整(事前ヒアリング) 行政書士から電話連絡します。

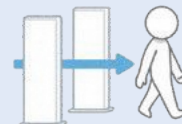
「必要書類の案内、申請内容の把握、面談日時の調整、審査会場の案内」を行います。



STEP 4

対面による事前確認審査 日程調整時にお伝えした事前確認審査会場にお越しください。

申請に必要な書類をご持参の上、お越しください。
書類に不備等がない事を確認した後に、事前確認完了の処理をいたします。



事前確認はここまでとなります。以下 **STEP 5** はご自身でご申請ください。

STEP 5

事業復活支援金の申請(ご自身で申請ください。)

経済産業省「事業復活支援金」サイトのマイページから、申請手続きをお願いいたします。
※事前確認完了後はマイページに「事前確認通知番号」が表示されるようになります。



事業復活支援金とは

申請に当たっては、下記の資料より制度内容をご確認ください。資料の内容については、申請受付開始に向けて順次更新します。

概要資料
(リーフレット)



詳細資料
(経済産業省ホームページ)



申請要領



※「事業復活支援金」サイトへ移動します。